

「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（案）
に対する意見の概要及びそれに対する考え方

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 1 | 個人 | 「デジタル・プラットフォーム」について、構造や技術等の概念を明確にするべきである。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 法人 | デジタル・プラットフォームを利用してビジネスをしていたところ、突然にアカウントを閉鎖され、また、異議申立てに対する対応が遅い、問い合わせページにたどり着けないう等の不当な取り扱いを受けたことがあり、早急な規制を希望する。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 個人 | まずAPECにて統一ルールを策定するのがよい。また、統一ルール策定と同時に、APEC内でのデジタル・プラットフォームを共同して作っていくのがよい。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 法人 | 未来投資戦略2018の一部の節だけを抜き出して、その部分だけに注目して「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備」を検討するのではなく、日本国の戦略を念頭に置いて考えてほしい。 具体的には、未来投資戦略2018の4.(2)の部分だけを見るのではなく、未来投資戦略の4. 経済構造革新への基盤づくりの「データ活用基盤や人材・イノベーション基盤など、データ駆動型社会の共通インフラを整備するとともに、大胆な規制・制度改革や「Society5.0」に適合した新たなルールの構築を進める。」と、この部分の基礎となった先行する審議会や研究会の報告書を参照することが必要である。 「リアルデータのプラットフォームを日本国が世界に先駆けて実現し、それを世界に広げていき、そのリアルデータのプラットフォームを中心に日本国の産業と社会を発展させる」ことを目的に設定してもらいたい。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 個人 | デジタル・プラットフォームを利用して事業を行っているが、一方的な解約やペナルティの条件が不合理・不公正であると感じている。プラットフォームを利用する個人事業主や中小企業を法的に保護するような制度設計がなされることを望む。例えば、プラットフォームとの間で係争が起きた場合に、個人事業主や中小企業が相談できる信用できる窓口があってほしい。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 個人 | 例えば、検索するとその情報が広告に利用されるが、禁止してほしい。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 弁護士 | 「4. 公正性確保のための透明性の実現」及び「7. 国際的観点」 ・デジタル・プラットフォームが利用するMFN条項については、公表資料によれば、日本でも公正取引委員会がEUの競争当局と同様に厳正な対処をした事例があると認識しているが、経済産業省が今回実施したアンケート調査によれば、回答者全体のうち約20%もの回答者が、デジタル・プラットフォームが課したMFN条項に伴う問題を指摘している。今回のこのようなアンケート調査の結果に鑑みると、デジタル・プラットフォームが関与している他の業界におけるMFN条項の実態に対しても、EUをはじめとする海外の競争当局の動向も踏まえ、引き続き適切に調査対応していく必要があるのではないか。 ・特に、国際的に調和のとれたルールメイキングの観点や国内外の事業者間のイコールフットリングを確保する観点からも、EUを始めとする海外の競争当局が既に調査対応をしたデジタル・プラットフォームによるMFN条項の利用に関する案件については、日本でも同種の反競争的なMFN条項が横行していないか適切に調査対応していく必要があるのではないか。 ・例えば、公表資料によれば、EU加盟国の一部等では、オンライン宿泊予約(Online Travel Agency、以下「OTA」という。)サービスを巡るMFN条項に対する独占禁止法に基づく調査対応が行われたことがあると理解しているところ、日本でも展開されているOTAサービス業界でも、海外のOTAが、OTAを利用する宿泊施設に対してMFN条項を課している例があると認識している。上記の観点から、かかるMFN条項の実態に対しても、適切に調査対応をしていく必要があるのではないか。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|---|---------------------|
| 8 | 弁護士 | <p>「5. 公正かつ自由な競争の再定義」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び消費者からデジタル・プラットフォームに対するデータ提供について、独占禁止法の観点から検討するためには、中間論点整理（案）が示唆しているとおり、「優越的地位濫用」規制の適用が可能であることが確認され、その旨がガイドライン等において明示されることが重要であると考えられる。しかし、優越的地位にない萌芽段階のデジタル・プラットフォームが、不当なデータ収集手法を用いることによってたちまち支配的地位を獲得する事態も懸念すべきことである。これを不当な市場支配力の形成とみて「私的独占」規制の対象とするなど、多面的な規制が更に検討されるべきではないか。 ・企業結合規制の事前届出基準を改正して「企業買収価値」に基づく届出義務を課すことは、届出案件が増加することを通じて、公取委がデジタル・プラットフォームビジネスの実態について情報を獲得できることとなるので、公取委が競争分析について知見や経験を深めるための前提条件というべきであると考えられる。したがって、事前届出基準の改正については、データ集積、人材等の集積等に関する競争分析の手法について検討を終えることを待つことなく、また韓国その他の有力な海外競争当局に後れを取ることなく、独禁法改正による対応が速やかに行われることが望ましいのではないか。 ・デジタル・プラットフォームの行動が競争に与える影響について、「デジタル」であるがゆえの特徴的な競争阻害性や競争促進性を浮き彫りにし、具体的に理解し議論するためには、伝統的な「非・デジタル」プラットフォームビジネスについて実証的競争分析を行い、これを「デジタル」と比較検討することも重要ではないか。 ・「公正かつ自由な競争」を再定義するにあたっては、データ収集や利活用の「公正さ」について、伝統的な独占禁止法理論に依拠するにとどまることなく、人文社会科学の各分野との間で学際的研究を進めることによって具体的に解明し、これを独占禁止法理論へと反映させていくことが重要ではないか。かかる観点からは、たとえば情報法分野における学際的研究を含む研究成果が、独占禁止法分野においてこれまで以上に参照されるべきではないか。当該検討に際しては、「4. 公正性確保のための透明性の実現」(1)記載の視点が出発点となるものとする。 <p>「7. 国際の観点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事業者に対する独禁法執行について検討する際には、命令書送達に係る法令上の規定、海外当局との間の協定等が存在すること等を抽象的に確認するのみでは、公取委が実際に遭遇する可能性のある困難について解決策を検討したとはいいがたいのであって、具体的な検討を深めるべきではないか。かかる観点からは、公取委が豊富な経験を有する「米国企業に対する独禁法執行」に加えて、経験の乏しい「中国企業に対する独禁法執行」についても、米国との事情の相違を具体的に念頭におきながら、発生し得る問題を具体的に想定して対応を具体的に検討しておくことが、海外デジタル・プラットフォームに対する迅速かつ有効な法執行を実現するため重要ではないか。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|---|
| 9 | 団体 | <p>「3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの個別業法規制は、プラットフォームにとっても規制当局にとってもコストが大きいため、執行の実効性を高め、早期に見直しが必要である。政府は、安全保障と国民のプライバシー保護に責任を負うと同時に、民間セクターの創意工夫を阻害しない制度設計とすべきである。 ・技術革新とビジネスモデルの変化のスピードや、ルールのグローバルな調和の必要性を考慮すれば、自主規制と法規制が相互に補完することにより、問題解決や権利の保護を図る共同規制の活用も検討すべきである。その際、データ活用促進並びに蓄積、管理、削除及び廃棄といったデータ収集後の各プロセスについて、産業育成、税制、プライバシー保護、エネルギー・環境問題を含む横断的観点から、自主規制と法規制を適切に組み合わせる必要がある。 ・デジタル・プラットフォームをコントロール・ポイントとすることや、日本市場で大きな利益を上げる一方、納税はしていないプラットフォームが存在する実態を踏まえ、デジタル課税のあり方についても議論を深めるべきである。 <p>「4. 公正性確保のための透明性の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エビデンスに基づく政策立案を行うため、速やかに調査を実施し、かつ継続的にフォローできる体制を整備すべきである。なお、秘密保持契約等を理由に十分な情報収集が行えない場合は、調査対象事業者を保護する観点から、独占禁止法第40条の強制調査権限の活用も一案である。 ・本件への対応にあたり、法学のみならず、経済学、情報処理、システム工学等について高い専門性を有する人材が必要であることは、中間論点整理（案）が指摘している通りであり、その体制の在り方については、後述する。 ・規律の検討に際しては、実効的な情報開示の担保、紛争解決手段の導入に加え、イノベーションの促進という観点を軸に、技術革新及びビジネスの変化の速さ、事業者の予見可能性を考慮した制度設計・執行体制とすべきである。 <p>「5. 公正かつ自由な競争の再定義」及び「6. データの移転・開放ルールの検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、独占・寡占化したメガプラットフォームを念頭に、データの移転・開放ルールの在り方や、市場画定や企業結合規制におけるデータ価値の考慮など、国際的に議論されつつあるデジタル市場における競争法・競争政策の在り方について、速やかに議論を深め、実装すべきである。 ・イノベーションの促進には、新規参入可能な市場環境が重要であり、競争排除的な行為は制限すべきである。プラットフォーム型ビジネスに関する事前規制の合理化を図るとともに、独占・寡占等による弊害に対しては、徹底した事後規制のエンフォースメントが必要である。 ・短期的に寡占的な勝者の事業活動の自由を制限することで、中長期的にイノベーションを生み出すエコシステムが構築される側面もあり、ルールの設計に際しては、長期的な視野と、自由と規制のバランスが重要である。 <p>「7. 国際的観点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税や通信の秘密を含め、ルールの適用に際し、国内・国外事業者間のイコール・フットイングを実現する必要がある。また、国外事業者に対する法令執行の実効性を担保するためにも、国内への何らかの拠点設置を事業者に義務づけることを検討すべきである。 ・政府は、議長国を務める2019年のG20に向け、日本に蓄積されたリアルデータをいかに競争力につなげるかという観点を踏まえつつ、産官学連携して速やかに議論を深めるべきである。国際的なルールの調和を図る観点では、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制の活用が必要である。 <p>「論点の追加：常設の組織体の設置」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い専門性と国際性、現実のルール形成・交渉（含む国際ルール）過程に通じ、長期にわたるルール形成・運用・検証・修正を主導できる組織体が不可欠である。新たな事象が発生する都度、各府省が集まり政策調整して対応する体制ではスピードに欠けるため、府省横断的な専門性の高い行政組織を常設すべきである。また、法学、経済学、情報処理、システム工学等の専門性の高い職員で組織することはいうまでもないが、技術革新等の速さを鑑み、前述の府省横断的な組織を補完する第三者的な専門家や専門組織の創設や活用も検討すべきである。 | <p>ご趣旨を踏まえて本文4.（2）、脚注14及び脚注15に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 10 | 匿名 | <p>①規制の具体的な必要性、規制対象社のプラットフォームをどのように定義付けするのか そもそもなぜ規制が必要なのか、どのような根拠があって規制をすべきだと考えたのかを示して欲しい。 将来的に何かが起こりそうだから規制をするというのでは、机上の空論になりかねない。また、どのような事業者をどのような定義をもって規制の対象にするのかを示してほしい。</p> <p>②日本を拠点に活動する企業と海外を拠点に活動する企業の扱いをどうするのか EUでの規制にはEU圏外へのデータ持ち出しを禁止するといった内容があったが、日本で規制するとしたらどのような内容になるのかを示して欲しい。</p> <p>③企業の成長を阻害する可能性 各々の企業が努力して積み重ねてきたデータを他企業も共有出来るようにするのは、政府としてフリーライドを認めることになるのではないかと。企業努力で積み重ねたものが無意味になるようなことがあるなら、それは競争力の低下に繋がり、これから未知の発展を遂げるであろうこの業界の成長を阻害することになりかねないのではないかと。</p> | ご趣旨を踏まえて脚注3に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 11 | 弁護士 | <p>「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」 デジタル・プラットフォームには、クレジットカード決済代行業者、電子マネー決済代行業者など、事業者へ決済手段を提供している事業者も広く含めるべきである。</p> <p>「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」 特に、オンライン・ショッピング・モール、アプリケーション・マーケット、電子決済サービスなどのデジタル・プラットフォームについては、利用者への悪質事業者に関する注意喚起、出品・出店時の厳格な審査、出品者情報（実際に連絡がとれるもの）の開示、パトロール等による出品内容の監視、利用者への補償制度などを義務づけるべきである。</p> | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 弁護士 | <p>「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」 デジタル・プラットフォームには、クレジットカード決済代行業者、電子マネー決済代行業者など、事業者へ決済手段を提供している事業者も広く含めるべきである。</p> <p>「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」 特に、オンライン・ショッピング・モール、アプリケーション・マーケット、電子決済サービスなどのデジタル・プラットフォームについては、利用者への悪質事業者に関する注意喚起、出品・出店時の厳格な審査、出品者情報（実際に連絡がとれるもの）の開示、パトロール等による出品内容の監視、利用者への補償制度などを義務づけるべきである。</p> | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 13 | 個人 | デジタル・プラットフォームが、利用者の同意なしに一方的に課金をすることができない制度にしてほしい。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 法人 | デジタル・プラットフォームに一方的に有利な契約内容となっていることがあり、当初の契約時にはない有料サービスを強制的に追加することができてしまう。こうした行為が独占禁止法の不正な取引方法（抱き合わせ販売）の禁止（不用品強要型）に該当するのであれば、「EUのプラットフォーム規制法案」のような何らかのルールが必要である。規約を公開させ、一方的に有利な内容にはある程度の規制やルールを設けるべきである。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 匿名 | 事業者に対する一方的な料金体系の変更（大幅な値上げ）、過大な手数料、不必要かつ理不尽なペナルティ等の問題があるので、調査を行い、公平性のある取引の実現を希望する。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 法人 | 21世紀になりネット社会全盛となり、人々の生活は便利になってきたが、その一方でプラットフォームによる寡占状態になり、法律が追いついていない現状では出店店舗を守る法律がなく、プラットフォーム側に一方的に有利な契約になっているのが現状である。一方的な値上げ、不要な機能の押し売り、過大なペナルティ等の問題があり、何とかこの状態をこの機会に打開したい。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 17 | 個人 | 店舗の業態等を無視した強制的な課金など、事業者に対する優越的地位の濫用を止めさせてほしい。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 18 | 法人 | 一方的なサービスの改悪やガイドライン・ルールの改悪など、本来は対等であるはずのプラットフォームと店舗（ユーザー）の立場が全く対等ではない状況について、改善を求める。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|--|
| 19 | 匿名 | <p>・ソフトウェア業界は、限界コストが低いため、近隣分野（例：OS）で圧倒的なシェアをもつ企業が、専門企業（例：文書、計算）に対して安価な製品やバンドル提供を行うことが知られており、この業界特有の事象として確認の上、中間報告に記載してもよいのではないかと考える。また、本分野で圧倒的な力をもつ事業者が近隣の他分野に新規参入する際に、当該時点ではその分野のシェアが低いとしても、契約面での優位性やコストを下回る価格での提供により、競業者を潰していくことが考えられる。このためいずれかの分野（販売、携帯電話、個人情報、検索、OS、Webなど）でグローバルに圧倒的な力がある会社（市場価値、シェア）の独占を防ぐために「監視企業」として指定し、企業の契約や行動を監視することが必要なのではないかと考える。</p> <p>・インターネット出現で、個人データが海外に吸い上げられ、海外でデータ加工され、海外から個人へアクセスするようになった。個人情報の流出に基づく犯罪行為の処罰等の観点から、個人データが海外に流出する前に規制をすることが重要となる。</p> <p>・大量の個人データの記載追加（P.5の4番目の丸） プラットフォームたるゆえんは、個人の大量データを分析することにあるので、AI技術の前段に、「入手した大量の個人データ」と追記してはどうか。</p> <p>・専門組織の創設について（P.10の(2)の2番目の丸） 専門組織が有する知識、能力に「知財」「通信工学」も加えてはどうか。</p> <p>・製造業等のオフライン上の分野（P.12, 11行目） プラットフォームで得た大量の個人データなどを用いて、後からオリジナルブランド製品を提供し、当初提供していた製造業の製品を厳しい立場（廃業、価格低減、退出）に追いやる行為が見られるように思う。個人にとっては、価格低減を享受できるためメリットを感じる場合があるが、行く末を考えた場合、オンライン上の支配力を持つプラットフォームは、製品の各種情報（仕様、クレーム、ユーザー要望、購買情報、など）を得る立場にあるものであり、後から製品提供することで、結果として先行個社が厳しい状況となることが考えられる。これに対する規制を導入しない場合、素晴らしい製品を最初に作ったとしても、販売力が少ない製造業は全てプラットフォームの下請けの工場・製造業になることが想像される。</p> <p>・ICT企業により便利になり、各種サービスが提供されることを嬉しく思うが、この先、限界費用が低い高効率のデータ独占企業体ができただけの場合、他者は対抗できず、税金も納めず、社会の持続性の達成が困難となる可能性がある。ガイドラインなどの性善説を元にした規制では対処が困難であり、他国とともに法律に基づく規制が必要である。中小企業に対する規制は、コストとなり更に企業格差が広がるため、従来の資本金や国内事務所規模で判断することなく、本社の企業価値で大規模かを判断してはどうかと考える。</p> | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 20 | 法人 | <p>7. 国際的視点 (2)国際的なルールメイキング 「ルールメイキング段階」を迎える際には、「日本のインターネット利活用をどう進めてどんな姿にしていけるのか、そこにプラットフォーム、消費者(個人)、規制者がどう関わるべきか」というビジョンについてぜひ思い切った検討を行ったうえで立ち位置を明確にしていきたい。</p> | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 21 | 法人 | <p>・イノベーション促進、国内外等のフェアな競争条件の確保、消費者利便向上・保護のバランスの取れた施策が必要である。</p> <p>・取引を円滑化するファシリテーターとしてのプラットフォームの役割（利用者の規約・ルール等を整備）、プラットフォームの真の競争力の源泉は何か、国内プラットフォームの競争相手は他の「市場」にも海外にも存在、といった点を考慮しつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームの自主的取組の評価 ・一面的ではなく、取引の場をトータルとして評価 ・イノベーション・新たなサービスを阻害しない（規制は最小限） ・規制の適用・執行における国内外のイコールフットingの確保 <p>を行っていくことが必要である。</p> <p>・今後の検討過程においても、引き続き節目節目で関連事業者の意見を聞きつつ検討を進めていただきたい。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて本文4.（2）及び脚注14に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|--|
| 22 | 団体 | <p>「全体」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォームが蓄積するデータには異なる性格のデータがあり、情報の性質等に応じて、個別に論じることが必要である。 消費者（個人）が自身のデータの利用範囲を、よりコントロールできるように、規制者側からデジタル・プラットフォームへの強制力を高めるべきである。 <p>「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では該当しなくても、合併、出資変更、提携などにより一気にデジタル・プラットフォームとなるケースがある。そうなる前に自動的に規制の対象となる、または、事前に認可などを取りうる仕組みの必要性につき議論が必要と考える。 <p>「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォームが巨大化していくと重要な社会インフラとしてtoo big to failとならないよう、例えば財務規制などによる健全性強化や、国や民間によるバックアップ（セーフティネット）のような議論を行ってはどうか。 デジタル・プラットフォームに対し、プラットフォーム上で発生したサービス提供者側または利用者側の損害に対し、一定の法的責任を負わせるべきではないか（特にB to Cビジネスプラットフォーム）。 デジタル・プラットフォームに対し、不当なデータ操作・利用を抑制するため、当局が定期的に監査をする枠組み等を導入するべきではないか。 <p>「3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォームの異業種参入や複数の機能統合を踏まえた業法のあり方の見直しに当たっては、利便性の向上の観点と同時に、同一リスク・同一規制を徹底すべき。また、銀行（グループ）に対する業務範囲規制が緩和され、銀行とデジタル・プラットフォームを含む非金融業との間で業務範囲に係るイコールフットリングが確保されるべきである。デジタル・プラットフォームが、金融データや金融サービスを手掛けるのであれば、金融機関として免許・登録を受け、金融規制当局のモニタリング・監督に服する仕組みを構築すべきではないか。 業法の見直しに当たっては、個々の事業のリスクだけでなく、複数の機能の組み合わせを考慮して規制設計を行うべきである。 デジタル・プラットフォームに対し、秘密保持契約の締結有無にかかわらず、法人顧客情報についての法令上の守秘義務を新設するべきではないか。また、個人情報についても、デジタル・プラットフォームにその多くが集約されるため、個人情報保護法に関する一般的なガイドラインのほか、デジタル・プラットフォームの特性に応じたガイドラインを設けることも検討しては如何か。 デジタル・プラットフォームに対する、他業収益を源泉とした不当な利益による顧客誘引を明示的に禁止する規制を新設するべきではないか。 <p>「4. 公正性確保のための透明性の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該専門組織を有効に機能させるためには、中間論点整理（案）に記載されたプレイヤー以外にも、「ユーザー」、「事業者」を議論に参加させるべきである。 独占禁止法40条の一般調査権とは別に、適時適切な監督の実効性確保のための規制当局によるデジタル・プラットフォームに対する情報開示請求権や立入検査権を新設するべきではないか。 消費者（個人）との関係において、そのデジタル・プラットフォームを利用するためにはデータを渡さざるを得ず、その後に関しては十分なフィードバックがないままに活用されている。データポータビリティの議論にあわせ、入り口だけではなく、定期的な情報利用の開示（フィードバック）や消費者による情報利用の撤回権の確保などデジタル・プラットフォーム側の規制強化の議論が必要ではないか。 デジタル・プラットフォームと利用者間の取引慣行等における透明性及び公正性確保の観点から、例えば、約款に対するモニタリングの枠組みの要否を検討しては如何か。 デジタル・プラットフォームが、情報の独占・寡占によって、実質的に競争を制限したり、（利益相反取引や優越的地位の濫用等の）不公正な取引を行ったりする場合には、従来の枠組みにとらわれず、そうした状態・行為を規制できるような枠組みを構築するべきである。 | <p>ご指摘を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|---|
| | | <p>「5. 公正かつ自由な競争の再定義」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォームによるB to Cの仲裁行為について、参加事業者に対する優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、適切な規制のあり方について検討すべきではないか。また、その他の場面においてもデジタル・プラットフォームによる参加事業者に対する優越的地位の濫用防止について検討すべきではないか。 <p>「6. データの移転・開放ルールの検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、データポータビリティ権の検討に当たっては、同じく個人情報のコントローラビリティを確保するための他の施策（情報銀行等）とも平仄を取りながら、情報セキュリティの観点からの整理も行っていただきたい。 銀行業界において進められているAPI開放のようなデータ開放の枠組みを非金融セクターにも薦めていくという方向性に賛成する。 <p>「7. 国際的観点」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォームの規律のあり方について国際的なハーモナイゼーションを志向する必要性を支持する。 デジタル・プラットフォームが金融事業を行う場合には、金融安定の維持や既存の金融機関に対する規制・監督とのイコールフットイングの確保という観点から、国際的な規制・監督の枠組みの構築及び調和化を図るべきである。また、各国の規制・監督当局は、他国との規制・監督体制の同等性が認められる場合には、当該法域の規制・監督当局に委ねる（Defer）原則を徹底するべきである。 | |
| 23 | 団体 | <p>1. 4頁の規制のコントロールポイントやゲートキーパーとして捉える点について</p> <p>政府のデジタル・プラットフォームに対する過度な干渉の結果、事業者が必要以上に萎縮し、自主規制の名の下に表現行為及びコンテンツ流通が制限されることのないよう、積極的に事業者に対して周知すること。同時にデジタル・プラットフォームに課す義務を検討する際には、デジタル・プラットフォーム自身が不当な私的検閲の主体とならないよう留意し、その旨十分に指導すること。また、これらが、政府による事実上の検閲とならないように十分に留意すること。</p> <p>2. 11頁のデジタル・プラットフォームと利用者間の取引慣行等における透明性について[事業者の観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本検討に当たっては、決済手段を提供するデジタル・プラットフォームが表現行為及びコンテンツ流通に事実上の制限をかけることがないよう、十分に留意するべきである。 今後、コンテンツを流通するデジタル・プラットフォームが、自身のコンテンツを配信・停止する裁量権を不当に行使しないよう、また、社会基盤としての責務を果たすため、コンテンツの内容による流通の制限を行わないようにするべきである（ただし、国内法において流通が違法とされているコンテンツの流通を停止することや、サイト上で年齢によるレイティングを実施し閲覧・購入できる年齢に一定の制限を設けることまでは否定しない。）。 <p>3. 11頁のデジタル・プラットフォームと利用者間の取引慣行等における透明性について[消費者（個人）の観点]</p> <p>デジタル・プラットフォームに対して、表現行為やコンテンツの流通に制限を課す場合にはあらかじめ明確なルールを明示すること、仮にアカウント削除や流通の制限などを行った場合には、利用者の求めに応じて個別具体的に制限を行った理由を説明すること、日本語にて対応可能かつ申立ての正当性についての判断及び適切な対応の権限を持つしかるべき部署を設け、誠実に対応することを求める。</p> <p>4. 15頁の国際的なハーモナイゼーションを志向した実効的なデジタル・プラットフォームの規律の在り方について</p> <p>国際的に共通のルールを構築することが難しいという点は個々のデジタル・プラットフォームが基準作りをする際にも当てはまるものであり、デジタル・プラットフォーム自身が自主的な独自ルールを策定する際にも、日本特有の事情を加味し、日本にローカライズされたルールを適用すべきであると考えられる。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 24 | 個人 | <p>細かな「規制」や「指導」の次元ではもぐらたたきの状態となると考えられるので、プラットフォームの契約やその変更・更新内容の公開制度を導入し、その公開内容について検討会で評価を行い、購入者を含めメディアへの掲載を義務付けることにより、商取引全体を健全化することを提案する。</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 25 | 不明 | <p>プラットフォームによる過剰な安売りや、高額な手数料により、小売業者のみならず、製造業者、問屋業者にも悪影響を及ぼし、消費者の賃金にも影響する悪循環を生み出しているのではないかと。優位的地位の濫用も、規制を含めて取り締まりを強く望む。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|--|
| 26 | 法人 | <p>「全体」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検討会についての情報公開を求める。 ・本中間論点整理（案）に記載のある個々の論点については、拙速に結論づけずに、事実に基づき、時間をかけて審議すべきである。 ・プラットフォームの基本原則は断定的な内容にはせず、関係者間で時間をかけて討議すべき内容としていただきたい。 <p>「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーム」の定義もしないままに、一括りにして論点を整理するのは非常に無理があり、誤った結論へつながる危険性がある。 ・事業者、消費者（個人）を問わず、デジタル・プラットフォームを利用する便益があることを十分理解した上で検討を進めることを希望する。 ・デジタル・プラットフォームによる利用者保護に対する自主的な取り組みについても十分理解した上で検討を進めることを希望する。 <p>「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・プラットフォームは規制のコントロール・ポイントにはなり得ない。 ・デジタル・プラットフォームは水道や電気のような独占的な立場ではなく、激しい競争環境に晒されており、エッセンシャル・ファシリティの法理やパブリック・ユーティリティの法理等の援用は不適切である。また、本中間論点整理（案）は、デジタル・プラットフォーム間の競争に関する記述が圧倒的に欠如している。 ・競争政策として論ずる場合、市場の画定をした上で、デジタル・プラットフォームの取引環境整備について議論を行うべきである。 ・巨大デジタル・プラットフォームは、市場支配力を背景に、多数の消費者や事業者が参加する市場そのものを設計し運営・管理する存在となっているものと見ることもできるという視点には、デジタル・プラットフォーム間やデジタル・プラットフォームとオフラインの事業者間での激しい競争が常に存在しているという重要な考察が欠落している。 ・本質的に操作性が高く、かつ、不透明であるという指摘には説得的な根拠がない。 <p>「3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本論点は、業法により厳しく管理されている業種に限り展開すべきものであり、業種を問わずデジタル・プラットフォームに広く展開すべきものではないことを明記すべきである。 <p>「4. 公正性確保のための透明性の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法40条の一般調査権（強制調査権限）は、恣意的なものであってはならず、その必要性については十分な説明責任が求められる。 ・デジタル・プラットフォームと称される企業が、その事業遂行のために行ってきた投資や技術開発の成果を安易に開示させるべきではない。 <p>「5. 公正かつ自由な競争の再定義」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データと競争政策に関する検討会報告」及び「第四次産業革命に向けた競争政策の在り方に関する研究会報告」による既存の検討を基礎とした上で、競争法上の更なる議論の必要性や優越的地位の濫用規制の適用や課徴金などの制度の在り方の検討の必要性を丁寧に記述すべきである。 <p>「6. データの移転・開放ルールの検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殊更に競争政策や競争基盤の整備の観点から、データの移転・開放ルールの検討を求めるのは、国際的な潮流に合わない。 <p>「7. 国際の観点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EUに偏重した拙速な国内向けの政策立案を行うのではなく、むしろ米国の動向を踏まえて国際的な観点で検討すべきである。 ・日本特有の優越的地位の濫用行為規制の見直しが国際的な規制のハーモナイゼーション及びイコール・フットイングに資するものとする。 | <p>ご趣旨を踏まえて本文2.、脚注3、本文4.（2）、脚注14及び脚注16に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|---|
| 27 | 学者 | <p>「公正かつ自由な競争の再定義」（11頁以下）</p> <p>デジタルプラットフォームや「デジタル市場」に対する競争法の適用は、従来のツール（競争法上の判断枠組みや基本的考え方）で対応可能な場合もあるが、対応すべきツールがない場合や、あっても従来のままでは使えない場合もある。</p> <p>例えば、「アルゴリズムを用いた分析（プロファイリング）がなされるなど、本質的に市場操作性が高く、かつ、不透明であること」（12頁）については、不公正な取引方法・一般指定8項、9項をはじめ、従来の不公正な取引方法では対応できないのではないか。私的独占（2条5項）を適用するという方法もあるかもしれないが、効果要件のハードルが高いとすれば、不公正な取引方法の一般指定を追加するという方法が1つの選択肢として考えられるのではないかと考える。</p> <p>また企業結合の審査の在り方（13ページ）についても、従来の競争制限的効果の発生メカニズムと異なる場合が生じてきている（例えば混合型の場合、従来のポートフォリオ効果ないし抱合せのおそれだけでは競争制限効果を十分に判断できない）のではないかと考える。データ市場画定の可能性や総合的事業能力の評価も含めて、この分野の企業結合審査のあり方を再検討する必要があるように思われる。</p> <p>「事後規制としての競争法の執行」（11頁）について、デジタルプラットフォームに対する競争法の執行は、アマゾンジャパンのケースのように、当事者が自主的に措置を講じたため、公取委の審査を終了するとされた場合が多い。しかし、このケースでいえばMFN条項が削除された結果、どのような変化が生じたのかなど、自主的な措置が十分な効果を生じさせているか事後検証が必要なのではないかと考える。</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 28 | 団体 | <p>全般的な意見について</p> <p>インターネット業界だけでなく、あらゆる業界でデジタル・プラットフォームの活用が進展していくという将来展望を考慮して検討いただきたい。</p> <p>サイバーとフィジカルがプラットフォームを介して融合することを前提に、多くのプレイヤーとサービスが融合するこれからの社会において、我が国の産業をスケールさせていくには、プラットフォームと共存共栄していくことが必要である。</p> <p>プラットフォームに関する法制度を構築していく上では、効率性と高度化を実現するプラットフォームの積極的な活用と、産業政策としてのオルタナティブの育成、その上で、プラットフォームの構造による課題に対応する規制のバランスをとるというビジョンが必要ではないかと考える。</p> <p>プラットフォームについて</p> <p>保有している個人データの量等の個別要因だけを単略的に捉えて、広くプラットフォームを規制することは、産業の停滞と利用者の利便性の阻害につながる可能性があるため避ける必要がある。対象となるプラットフォームを考慮する場合には、個別要因だけに注視するのではなくエコシステムとしての構造全体を総合的に捉える思考が必要ではないかと考える。具体的には、多面市場に与える影響の程度と範囲、基盤的機能による多様性、相互運用性への影響、支配的な立場による取引上の影響等を総合考量して判断する必要がある。</p> <p>また、プラットフォームは普遍化を志向するという特性があるため、個別文化が損なわれる危惧もある。普遍化を目指すプラットフォームに対して、多様な文化の尊重を求めるとも必要と思う。</p> <p>データポータビリティについて</p> <p>データポータビリティに関しては、EUの状況について十分な検証を行った上で、慎重に進めるべきだと考える。</p> <p>また、我が国において一般の権利として導入するには、まずは社会全体のデジタル化を促進して利用者及び事業者双方がデータポータビリティのメリットを享受できるような環境を整備していくことが先決であると考えている。</p> <p>共同規制のスキームについて</p> <p>このように複雑な状況に対処するには、法的安定性と柔軟性を両立できるインセンティブとエンフォースメントのバランスが取れたスキームを導入することが必要であると考えている。法学のみならず、経済学、情報処理、システム工学等の知識・能力も有する、一定の継続性のある専門組織と、プラットフォームと事業者・利用者との間で生じる問題を自ら解決できるようにするための実効的な紛争解決手段を実施するための協議組織、そして規制を担当する行政の3者が機能する共同規制スキームをデザインすることが必要だと考える。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注15に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 29 | 学者 | デジタル・プラットフォームの規制は難しいと思われる。そこで、新規参入者などへの公平性を考えると、デジタル・プラットフォームへどのような課税を行うべきかを検討してみることも重要と考える。リアルでの購買などの利用者の行動は、他社でも観察できるが、ネット上の行動はデジタル・プラットフォームが独占的に持つことになり、競争力の源泉となるため、特別な資産とみなすことができる。そのため、デジタル・プラットフォームが利用者のネット上の行動を蓄積してクローズに利用しているビッグデータに対して、データ量や情報の種類の多さなどに応じた税金を徴収することを検討するべきと考える。なお、蓄積したビッグデータの一部を公共的に利用できる形で公開した場合には、課税を減額するといった措置も考えるべきである。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 30 | 団体 | 「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」及び「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」 「デジタル・プラットフォーム」や「デジタル・プラットフォーム」が指すものを明確にしないまま検討を進め、不要な規制を設けることは避けるべきである。 「7. 国際的観点」 消費者を保護し、公平・公正な取引環境を確保するため、対象となる事業者がデジタル・プラットフォームであるか否かに関わらず、同種の事業を実施する国内外の事業者に対して既存の国内法を適正に適用・執行すべきである。同種の事業を実施する国外の事業者に対して既存の国内法を適正に適用・執行することができない場合には、法令の適用範囲の見直しについて検討すべきである。 | ご指摘を踏まえて本文2. 及び脚注3に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 31 | 団体 | プラットフォーム・ビジネスの例示として「ライドシェア」が掲げられているが、「プラットフォーム・ビジネスの取引環境整備」の名目で、我が国で禁止されている白タク行為について、合法化に向けた検討をする必要は全くないと考える。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 32 | 弁護士 | 「1. デジタル・プラットフォームの意義・特性」及び「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」について 「デジタル・プラットフォーム」及び「巨大デジタル・プラットフォーム」の定義を明確にさせていただきたい。特に、「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」に記載されるような独占化・寡占化の弊害が生じるのは、特段の業法による規制を受けない「巨大デジタル・プラットフォーム」に限られると考えられるところ、その定義をしっかりと定め、これからプラットフォーム型ビジネスの開始や拡大を目指すベンチャー企業や中小企業等の活動にその規模に見合わない規制がかけられることがないようにしていただきたい。 「2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点」について 金融商品取引法における投資型クラウドファンディングのように、取引の場を提供するプラットフォームに対して特別な業規制が立法されている分野も存在する。こうした分野においては、現にプラットフォーム型ビジネスを想定した業規制に服している企業の活動に二重の規制がかけられることがないようにしていただきたい。 「3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）」について 「自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制」の意味するところが不明確であり、明確にさせていただきたい。仮に当該文言の意味するところが、既存の業規制の代わりに、一部の民間企業から構成される任意の業界団体の定めるルールに細部を委ねるという趣旨であれば、少なくとも以下の点について慎重な考慮が必要である。 - 当該ルールの執行の可能性・実効性（違反した場合にどのようなペナルティがあり得るのか、それは、「巨大デジタル・プラットフォーム」への抑止力となり得るのか） - 会員以外の企業への適用可能性（適用を受けるか否かが任意であり、「巨大デジタル・プラットフォーム」がそもそも適用を選択しないのであれば、意味をなさないのでないか） - 会員以外の企業への平等性（一部の民間企業が自社らに有利なルールを定めるのではないか） - 既存の自主規制機関との役割分担 「4. 公正性確保のための透明性の実現」について 「（2）透明性及び公正性を実現するための取組の在り方」にあるような調査や情報提供等の対象は、「巨大デジタル・プラットフォーム」等に限定するべきである。 | ご指摘を踏まえて本文2.、脚注3及び脚注15に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 33 | 匿名 | ・デジタル・プラットフォームにおける運用ルールが頻繁に変更されるため、出品者は予測できないままアカウントを停止または閉鎖されることになる。たしかに、出品規約には、いつでも規約が変更される可能性があることや、そのプラットフォームの裁量によって出品等が制限される可能性があることが明記されているが、そういった規約の自由裁量にも限度が必要ではないか。 ・個人情報の取扱いに関連して、プライバシーポリシーには、クレジットカード情報等はもちろん、IPアドレスやクッキー等の端末情報が不正調査等に使用される旨が明記されているが、実態として規約に則った運用が行われているのか、やや怪しい印象である。適正なルールづくりとその運用が必要である。 | ご趣旨を踏まえて脚注12に追記しております。 また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|---|
| 34 | 個人 | プラットフォームの母国の基準で表現規制が行われてしまっている現状にはグローバル化の負の側面を感じざるを得ない。かつて存在した大店法のような、そのようなプラットフォームが独占的に市場を支配できないような仕組みがある程度必要ではないか。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 35 | 匿名 | 普段から生活でも仕事でもデジタル・プラットフォームを使用している。現状の危機については理解はしているが、これらの使用不可、または使用を制限、または使用に追加で料金がかかるような規制には反対である。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 36 | 個人 | 貴重な輸出産業である日本のコンテンツの強みを維持し続けるには、国内における継続した創作表現の自由の維持が不可欠であり、支配的なプラットフォーム企業による、必ずしも日本の価値観とそぐわない価値基準の押し付けに対して何らかの形で押し返すような対策が必要なのではないか。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 37 | 匿名 | 日本人向けのサービスでは日本の法に従うような行政運用や法整備を望む。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 38 | 個人 | 実質独占、あるいはほぼ寡占状態のデジタルプラットフォームが、一部の繊細な人のクレームですぐ作品を公開停止にしたり、電子書籍や書籍を流通停止にする行為を厳しく制限してほしい。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 39 | 団体 | <p>1. 全般 プラットフォームの取引環境の整備については、幅広い関係者間で十分な時間をかけて討議していただきたい。</p> <p>2. 「デジタル・プラットフォームの意義・特性」 ・「デジタル・プラットフォーム」のビジネスモデルが事業者ごとに大きく異なることについて、十分理解をいただいた上で検討を進められることを希望する。 ・事業者、消費者（個人）を問わず、デジタル・プラットフォームを利用する便益があることを十分理解をいただいた上で検討を進められることを希望する。 ・デジタル・プラットフォームによる利用者保護に対する自主的な取り組みについても十分理解をいただいた上で検討を進められることを希望する。</p> <p>3. 「公正性確保のための透明性の実現」 ・デジタル・プラットフォームと称される企業が、その事業遂行のために行ってきた投資や技術開発の成果を安易に開示させるべきではない。</p> <p>4. 「データの移転・開放ルールの検討」 ・データの移転・開放ルールの検討に当たっては、その政策的必要性や対象を明確にしてから行うべきである。</p> | ご指摘を踏まえて本文2、及び脚注3に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 40 | 法人 | 「7.国際的観点 (1) 法適用の平等性及び法執行の実効性」に関し、海外の事業者が日本の消費者に対してサービスを提供する場合に通信の秘密が適用されていないのは、消費者保護の観点から問題であり、何らかの制度整理が必要である。 | 今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|--|---|
| 41 | 弁護士 | <p>1. デジタル・プラットフォームの意義・特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーム」を巡る取引環境を整備するうえで、様々な「デジタル・プラットフォーム」の個別具体的な特性等に着目した検討を深め、検討対象を明確にすることが不可欠である。 ・「デジタル・プラットフォーム」が社会にもたらす便益も踏まえた、バランスのとれた議論に基づく検討が必要である。 ・「デジタル・プラットフォーム」が持つとされる特性の内容が実態を反映しているかどうかについては、更なる慎重な検討が必要である。 <p>2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨大「デジタル・プラットフォーム」が社会経済に不可欠な基盤を提供しているという問題意識が実態を反映しているかは精査を要する上、法理論上もそのような実態に関連付けた規制はごく例外的な場合に限り認められるに過ぎないのであるから、それらを根拠として安易に規制を及ぼすことは適切でない。 ・巨大「デジタル・プラットフォーム」は市場そのものを設計・運営・管理しているという問題意識が実態を反映しているかは精査を要するため、安易に業規制を及ぼすべきではない。 ・巨大「デジタル・プラットフォーム」が関与する市場は操作性や不透明性が高いという問題意識が実態を反映しているか慎重な検討が必要であり、事業者又は団体による自主的な取組みや既存の法制によって真に解消し得ないほどの問題状況かも検証する必要がある。 <p>3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本におけるプラットフォーム・ビジネスの登場・発展を図る上では、プラットフォーム・ビジネスに対して不合理な負担を課さない事業環境の整備が必要である。 <p>4. 公正性確保のための透明性の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーム」と事業者との間の取引における透明性・公正性の確保は、事業者の自助努力や営業秘密の保護等とのバランスの下で個別具体的に検討されるべきものである。 ・「デジタル・プラットフォーム」と消費者(個人)との間の取引において、デジタル・プラットフォームが消費者(個人)からデータを収集することのみを根拠とした、当該取引の透明性・公正性の確保のための規制の導入は、慎重に検討されるべきものである。 ・「デジタル・プラットフォーム」に対する大規模かつ包括的な調査(独占禁止法40に基づく調査)の必要性・相当性は慎重に判断されるべきであり、また、調査よりも先に日本における「デジタル・プラットフォーム」の登場・創造のための議論を充実させることが重要である。 <p>5. 公正かつ自由な競争の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーム」の行為に対する競争法の適用は、具体的な証拠に基づき行われる限り否定されるものではない一方、社会全体のルール整備には向かない等の限界があることや非効率な事業者を温存しかねない点に留意する必要がある。 ・「デジタル・プラットフォーム」が持つとされる特性の内容が実態を反映しているかどうかについては、更なる慎重な検討が必要である。 ・「デジタル・プラットフォーム」を当事会社とする企業結合に対して、従来の企業結合審査の規制・運用では真に不十分かについての検討は慎重に行われるべきである。 <p>6. データの移転・開放ルールの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ・ポータビリティによる個人の基本的価値の保護を巡る国民的な議論・検討は促進していくべきである。 ・API開放の要否や程度は個々のセクターごとの実情に即して検討されるべきものであり、単純なAPI開放ありきでの検討はかえって我が国のプラットフォーム・ビジネスの競争力を損ねるおそれがある。 <p>7. 国際的観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の法令の域外適用や海外事業者に対する実効的な法執行の在り方の検討に当たっては、かえって日本のプラットフォームビジネスの競争力を損ねたり、国際協定等に抵触したりしないように慎重な検討が必要となる。 ・デジタル・プラットフォームに対する規制について国際的ハーモナイゼーションを志向することがEU等の法規制を無批判に日本に導入することの根拠にはならない。 | <p>ご指摘を踏まえて本文2.、脚注3及び脚注14に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|--|
| 42 | 団体 | <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く業界団体・企業を含むステークホルダーと意見交換をし、検討会を公開し、透明性のある手続と十分な議論をもって論点整理を行うべきと考える。また、論点整理という観点からは、網羅性もさることながら、論点に対する優先順位の検討が重要と考える。 <p>2. デジタルプラットフォームに対する法的評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーム」「デジタル・プラットフォーム」の定義・範囲が不明確である。他種多様な幅広いビジネスが存在することから、対象とするデジタル・プラットフォームを一括りにせず、その業態や類型等により分類し、分類毎に分けて議論を進めることが重要であると考え。 ・利用者の安全管理や消費者保護等の観点、公正性・透明性確保の観点から、デジタル・プラットフォームに対する一定の責任について検討することには賛同する。しかし、この一定の責任の範囲については、日本における新規デジタル・プラットフォームの参入を促進させるという観点も踏まえて、慎重に検討すべきである。 <p>3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業がプラットフォーム・ビジネスで不利にならない環境の整備は、検討内容・方向として重要であり、規制をかけることで日本のみがイノベーションに足枷を課されることのないように留意すべきである。 <p>4. 公正性確保のための透明性の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォームを巡る取引慣行について、透明性及び公正性を実現するための議論の出発点として、関係者を対象に、大規模かつ包括的な徹底した調査を行うべきではないか」という点については、様々な意見のある論点であり、慎重な検討が必要である。 ・「規律の内容、手段及び対象となるデジタル・プラットフォームの範囲については、ビジネスの変化の速さ、負担の大きさ、知的財産権、営業秘密やノウハウへの配慮等も考慮して、インカメラ手続き等も含めて、検討すべきではないか。」「技術やビジネスの変化の速さにも対応できる柔軟な枠組みという観点から、ルールの内容や、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制を含めたルールの在り方等について検討すべきではないか。」という点については、検討の方向として有益と考える。小規模なプラットフォームも含めた国内のデジタル・プラットフォーム事業の適切な成長を促すことも念頭においた仕組みづくりが重要である。 <p>5. 公正かつ自由な競争の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの価値を企業結合において、どのように考慮するべきかを検討することは必要であり、慎重に議論いただきたい。同時に、スタートアップが大企業からの買収により資金を得てさらに成長する等、企業結合にはイノベーションを促進するケースがあることにも留意が必要である。その上で、潜在的な競争関係を正しく把握するための仕組みの検討が必要と考える。 ・「消費者との関係で優越的地位の濫用規制を適用」するケースとは、具体的にどのようなケースを想定しているか。 <p>6. データの移転・開放ルールの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0を国民の信頼の上に実現するため、個人のデータの管理やアクセスに係る権利を検討することは重要である。ただし、事業者にとってはシステム設計変更等が必要になるため、時期等については慎重な議論が必要である。 <p>7. 国際的観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外企業と国内企業とが公正・公平に競争でき、かつ、データ流通上障害とならないような国際市場の環境作りについて、特定の国や地域の既存制度に縛られることなく、検討する必要があると考える。 | <p>ご趣旨を踏まえて本文2.、脚注3、本文4.（2）、脚注14及び脚注17に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|---|
| 43 | 団体 | <p>1. 議論の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大前提として、グローバルなデジタル化の流れはイノベーションを促し、第4次産業革命を通じて国民生活の豊かさに直結するとの基本認識が重要である。一方、世界各国では、ネットワーク効果による圧倒的な独占の問題という視点も議論されている。そのような前提に立って、日本として上記のデジタル経済の急速な動きにどう政策面で対処し、世界と戦える日本発のイノベーションやプラットフォーム型ビジネスを産み育てるための改革の加速化を図るのかという視点が不可欠である。 ・なお、本整理（案）では様々なプラットフォームが想定されているが、サービスの特性が異なるため、それらを一括りにして定義付け評価するにはさらなる精緻な議論が必要である。 <p>2. 日本発のイノベーションを促す改革を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の業法をはじめとする規制はイノベーション阻害要因となっており、事前規制を抜本的に見直す必要がある。最新のテクノロジーを活用しながら、事後的なモニタリングやリスクベースアプローチの視点に立った規制改革を求めたい。既存事業法では想定していない分野での法環境整備（ライドシェア、配達シェア等）の対応を求めたい。 ・改革の旗振り役となる省庁横断的な組織と権限の明確化、民間事業者の知見を大胆に取り入れるプロセス改革、関連事業者も検討会議メンバーに加えた制度の十分な検証や制度設計の検討などが必要である。 <p>3. 国内外事業者のフェアな競争条件の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外事業者のフェアな競争条件の確保は緊急を要する課題である。法適用や法執行などで国内外事業者の取扱に実質上も法文上も差異が生じないように必要な整備を求めたい。 ・海外プラットフォーマーによる手数料の問題など取引先との関係で問題の指摘がある部分の点検・対応を含めて公正かつ公平な取引環境の整備を求めたい。 <p>4. 透明性確保等に対する企業の自主的取組を評価するルール整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーに対する透明性や安全性の確保等は企業活動を営む上で重要な視点である一方で、それらを確保するための企業の自主的取組が必ずしも積極的に評価されているとは言い難い。企業の自主的取組を促すインセンティブの仕組み化と、政府においてもユーザーへの啓発活動の積極的取組を求めたい。 | <p>ご指摘を踏まえて本文2.、脚注3及び脚注15に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 44 | 匿名 | <p>企業判断なので仕方ない部分もあるが、強力な企業の方針により、事実上の表現規制や検閲にあう事例が増えている。法律の下で問題ない商品ならば、自由に販売されるべきだしそれを理由に利用を断るべきではない。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 45 | 匿名 | <p>プラットフォーマーの恣意的な判断によって事実上の表現規制が行われていることに大きな不安を感じる。表現の自由を基盤とする各国の持つ固有の文化は、人々の多様性を担保し、それによって人々がより生きやすい国家を選択すること、すなわち観光や移民などの政策とも密接な繋がりをもち得る。今後デジタル・プラットフォーマーの扱いは単なる商取引上の問題を超越するものとなるのが予想されるので、活発な意見交換と堅実な環境整備に期待する。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 46 | 個人 | <p>取引の公正な基準を作るためにも、少数の企業による狭窄な取引環境にならないことを望む。</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 47 | 個人 | <p>法的には何ら問題のない表現物がプラットフォーマーの独自の判断にて事前通告もなく一方的に販売を停止され、その理由も一切説明されないといった行為がすでに多発しており、創作に携わるものにとっては萎縮を招く事態となっている。販売停止の理由が表現の内容そのものによるものであると認められる場合には、詳しい理由の説明を義務付けるなど、民間においても一定の責任を課す必要があるのではないかと考える。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 48 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的観点及び政治思想的観点からの考察が欠落している。 ・電子書籍市場の運営者が、市場への参入を許すための条件として、著者に対して著作物の内容について不当不法な修正を強要するといったことは、厳粛に処罰の対象とするべきである。 ・ランキングのアルゴリズム、電子書籍の売上があった時点、売上与現に得る報酬との対応関係等は、わかりやすく当事者間で共有することができるものにするべきである。 ・アカウントの凍結や非公開化について、異議申立て等の手続きが必要である。 | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|---|
| 49 | 団体 | <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という）についての情報公開、事業者・業界団体の参画を求める。後述する各論の意見を踏まえ、継続して事業者・業界団体を含めた関係者の参画の元、社会経済への影響（産業育成、投資促進、中小企業への影響、日本の競争力の向上）などの幅広く、かつ、中長期的な観点から議論を行っていただきたい。 <p>2. デジタルプラットフォームに対する法的評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とするデジタル・プラットフォームを一括りにせず、その業態や類型等により分類し、分類毎に分けて議論を進めることが重要であると考え。その場合、特に今までの起業支援の政策と齟齬のないものとしていただきたい。 ・具体的な規律の在り方を検討するに当たっての分析の観点として、1)単純なデータセンターとしての利用（いわゆるIaaS）、2)コンテンツ基盤としての利用（いわゆるPaaS）、3)SNSや音楽ダウンロードサイトなど、ソフトウェアそのものの利用（いわゆるSaaS）というクラウドビジネスの一般的な3分類を追加してはどうか。 <p>3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国におけるプラットフォーム・ビジネスの適切な発展を促進するため、各領域において守るべき具体的な社会的利益・価値（消費者保護・救済手段の確保、安全・衛生確保、公正競争確保等）に立ち返りつつ、特に以下の観点を考慮して、このような業法の見直しの可否を個別に検討していくことが必要ではないか」との提言には大いに賛同できる。産業分野別（公共、金融、流通、製造、等々）に具体的なサービス例を列挙し、認証や監査など、共通性の高いテーマを洗い出し、法規制の可能性を議論する場を設定してはどうか。 <p>4. 公正性確保のための透明性の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国でもデジタル・プラットフォームの育成は不可欠であり、そのため国内プラットフォームの育成として、データセンター設置に係る補助や電気代の低減などが考えられる。 ・独占禁止法40条の一般調査権（強制調査権限）は、恣意的なものであってはならず、その必要性については十分な説明責任が求められ、法律に基づく行政権の執行、透明性・公平性ある対応を行っていただきたい。「プラットフォーム」の概念は広範であるため、公正取引委員会は調査の範囲を明確に示す必要がある。特に大規模かつ広範な調査は、中小企業やスタートアップに多大なコストをかけてしまうこともあり、例えば、マーケットシェアの上位1-20位あたりまでとするなどの配慮をお願いしたい。 ・各事業者において、それぞれのビジネスモデルに応じたユーザーの個人情報保護の仕組み、データの利活用に関するルールの公表などの取り組みをしており、規制の検討に当たっては、自主的な取り組みや産業界における取り組みの成果を十分に考慮すべきである。また、小規模プラットフォームも含めた国内のデジタル・プラットフォーム事業の適切な成長を促すことも念頭においた仕組みづくりが重要である。 <p>5. 公正かつ自由な競争の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者との関係で優越的地位の濫用規制を適用」するケースとは、具体的にどのようなケースを想定しているか。 <p>6. データの移転・開放ルールの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0を国民の信頼の上に実現するため、個人のデータの管理やアクセスに係る権利を検討することは重要である。ただし、事業者にとってはシステム設計変更等が必要になるため、時期・規模等については慎重な議論が必要である。特に中小企業やスタートアップにとっては、多大な業務負担・投資が必要となることもあり、結果として大規模プラットフォームのみが残ることにならないよう配慮をお願いしたい。 | <p>ご指摘を踏まえて本文2.、脚注3及び脚注17に追記しております。</p> <p>また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|-----|--|---|
| 50 | 弁護士 | <p>I. 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非効率的な事業者、非革新的な事業者を保護する結果となる規制の導入は極力避けること、②規制の手法としては、その目的を達成する限りにおいて、自主規制、共同規制、法的規制の順番で適用（ソフトアプローチを優先）を検討すること、③法的規制については、複数の法律の重畳的適用やいわゆる「域外適用」等により、規制の目的を達成するうえで必要以上に過剰な規制にならないよう法令等の守備範囲を明確に定めること、④EU、米国をはじめとする諸外国の動向及び各国市場間の実態の相違等を勘案したうえで、国際的な整合性を確保するよう十分配慮すること、その際、米国、EU等関係当局と緊密な連携を極力図ることが、特に必要である。 <p>II. 各論</p> <p>1. 規制対象となるデジタル・プラットフォーマーの定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な問題点の把握を含む実態調査の結果を踏まえ、規制の対象とするデジタル・プラットフォーマーのイノベーションを阻害することのないよう適切で明確な定義を行うことが必要である。 <p>2. コード／アーキテクチャ</p> <ul style="list-style-type: none"> コード／アーキテクチャの開示・明示などに関する規制を導入するのであれば、問題点の把握を含む実態調査を踏まえたうえで、コード／アーキテクチャについてより明確な定義が不可欠である。 「そのルール（コード／アーキテクチャ）のうち重要な部分」に関し、事業者への明示・開示を義務付けようとする際には、過度な開示規制が事業者の知的財産権を侵害しかえってイノベーションの健全な進展を阻害することのないように留意する必要がある。 <p>3. 業法規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業法による規制を検討するにあたり、業法が定めている規制の合理性（「守るべき具体的な社会的利益・価値（消費者保護・救済手段の確保、安全・衛生確保、公正競争確保等）」）に遡ってその必要性を精査することが必要である。また、新たな規制を導入するのであれば、政策評価制度の枠組みの下で、競争への影響の把握を含め規制の事前評価を厳格に行い、当該規制が問題解決のための真に適切な手段であるかを事前に検証し公表する手順を踏むことが、政府として不可欠である。 <p>4. 関係事業者間の競争条件の同等性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争条件の同等性確保の名の下に、結果として、非効率的な事業者や非革新的な事業者を保護することとし、又は事実上外国事業者のみを狙い撃ちすることとなる規制は設けるべきではない。 <p>5. 大規模かつ包括的な徹底した調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 独禁法第40条を活用するに際しては、同条発動の目的、及びその結果得られた情報の使用方法（公表方法、他省庁との共有の可能性、同法第47条発動との関係など）の両面で制約があり、その適用に当たっては諸情勢を踏まえたうえで慎重に行う必要がある。 <p>6. 違反行為抑止のための独禁法の適切なエンフォースメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 独禁法の個別事件の審査においては、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境の展開はスピードが速くかつ大規模で予測が困難な場合があること等から、競争に与える影響（競争促進的なものを含む）を見極めつつ、迅速で効果的な処理が求められる場合には、今般導入されることとなった確約手続の積極的な活用が検討されるべきである。 一方で、課徴金は、将来の違反行為の抑止という観点からどの程度効果的かどうかを考えたうえで賦課すべきであり、日本においても、諸外国と同様に課徴金制度に関し適切な範囲内で裁量型課徴金制度の導入を検討することが必要である。併せて、確約手続の積極的な活用を支える観点から、私的独占及び不正取引分野の審査においても弁護士依頼者間秘匿特権の導入を検討すべきである。 <p>7. 国内事業者と海外事業者のイコールフットingの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制を含めイコールフットingの確保が必要である。一方で、内外事業者無差別原則に基づく業法の改正等が、却って事実上外国事業者を競争上不利な立場に置くこととなり、実質的に逆の不公平とならないように留意する必要がある。 海外事業者に対する実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方（実効的なデジタル・プラットフォーマー規制の在り方）については、各国主権にかかわる事項でもあり、現実問題として、実効的な執行の仕組みを短期間の間に構築することは困難である。また各国間の連携にも現状では過大な期待はできない。長期的には各国間の連携を一層進めつつ、当面は可能な限り自主規制（共同規制を含む）の方途を探ることが現実的かつ効果的ではないか。 | <p>ご趣旨を踏まえて本文2.、脚注3、本文4.（2）及び脚注14に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 51 | 個人 | <p>種々の業界・サービスをまたいだ巨大経済圏を構築するデジタルプラットフォーマーの動きに対して、適正な競争環境維持のための規制は一定程度必要と感じる。一方、国内を含めた事業者がリアル・ネット上で競争環境を勝ち抜くためには、このデジタルプラットフォーム型ビジネスモデルへの参入は不可避であり、一定の成長をとげるにはフェアな競争環境は必要な一方、いろいろな試みができる規制に縛られない環境も必要と考える。新規参入企業がビジネス的成長を加速できる環境づくりに期待する。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて本文4.（2）及び脚注14に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|--|---|
| 52 | 匿名 | インターネットサービスが欠かせない現代生活において、決済、発信、流通を握る大きな企業の恣意的な判断で、それぞれの国の文化的背景を無視して表現の可否が決められ、事実上の表現規制が起きていることに強い不安・疑問を感じている。民間だから検閲に当たらないという意見もあるが、実際の生活に使われているのは彼ら企業の提供するサービスであり、企業の力が大きければ大きいほど、影響を受ける人々は多くなる。こういった事態に憂慮を抱いている人の声も広く聞いて頂きたい。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 53 | 匿名 | デジタル・プラットフォームによる規制の場合、国による規制と異なり、判断基準が非公開であったり、公開されていても不明確であったりすることが多い上、基準を改廃する権限がプラットフォーム利用者に与えられていない（国による規制では有権者たる国民がその権限を持つ）ため、デジタル・プラットフォームの恣意的な判断によって特定の表現が市場・社会から締め出される結果にもなりかねない。民主的統制を一切受けない一私企業の一存が、民主主義の根幹である表現の自由を脅かしている現状に、強い懸念を覚える。金銭以外の価値についても掘り下げた議論がなされることを期待する。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 54 | 個人 | デジタルプラットフォームが事実上の検閲をしてユーザーの表現を縛っていく体制が整いつつあることを危惧しており、対策を願う。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 55 | 匿名 | 大手プラットフォームが、根拠なく事実上の検閲を行ったり、あるいは、広告費のために標準治療を否定したり、不安を煽るだけの詐欺的な健康情報などは野放しにすることを危惧している。虚偽情報への対処や、公平性を保つ（あるいは保たないことを宣言する）義務など、デジタルプラットフォームの責任を明確にし、インターネット上の自由闊達な言論空間を確保していただきたい。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 56 | 個人 | ・プラットフォームの寡占化に対して何らかの形で介入してユーザーに選択できるようにしてほしい。 ・プラットフォームが現地国で法的に問題ないような行いや表現に対して、過剰な規制を行わないようにするルールが必要である。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|---|
| 57 | 団体 | <p>1. 外国企業への透明性及び公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会についての情報公開と米国事業者の公平な取扱いを要望する。さらに、関係する全てのステークホルダーがかかる会議やその後の議論に参画することも重要であり、これまでの議事及び資料を公開していただき、関係するステークホルダーを今後の議論に参画させていただきようお願いする。 <p>2. 世界のデジタル経済における日本の地位及び通商への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配的な地位に関する独占禁止法の考え方が日本と異なるEUに偏重した国内向けの政策立案を十分な議論がないまま行うのではなく、米国やその他の同様の考え方を採用する国々とともに、国際的な制度設計をリードすることを目指すべきである。米国事業者を狙い撃ちしたような不透明、拙速な規制の検討・導入は両国の友好な関係に重大な悪影響を及ぼす。むしろ、日本は、米国事業者と共に、自由で開かれた経済発展の国際的な議論をリードすべきである。 <p>3. イノベーションへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業が競争、革新、拡大およびグローバルなデジタル市場のダイナミクスに対応する妨げとなりえる政策方針を採用するべきではない。現在発展段階の日本のプラットフォーム事業者がいるなか、他国での新しい規則を参考にすることは、これから起きようとするイノベーションを挫き、国内企業の成長を阻害する深刻なおそれがある。 ・更なる規制を設ける場合、特に欧州で議論されているplatform-to-businessの規制を巡る議論にならう場合には、日本のスタートアップ企業が将来の勝者となる力を挫くおそれがある。 ・十分に議論するための時間を確保せずに策定した基本原則（特に、業界が議論に十分に参加できていない場合）、または、それら原則を基に講じた規制によって、その取組みは大きく阻害されるおそれがある。 <p>4. プラットフォームに係るビジネスモデルの相違及び自主的な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・プラットフォーマー」の事業内容は事業者によって大きく異なり、事業内容の違いを十分に把握したうえで、より深い議論や制度設計を議論すべきである。 ・各事業者においても、それぞれのビジネスモデルに応じたユーザーの個人情報保護の仕組み、データの利活用に関するルールの公表などの取組みを行っている。効果的な規制枠組みの検討に当たっては、政府による規制、産業界におけるベストプラクティス、行動規範や第三者認証の成果も十分に考慮すべきである。 | <p>ご趣旨を踏まえて本文2.、脚注3、本文4.(2)及び脚注14に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 58 | 個人 | <p>2. プラットフォーマーに対する法的評価の視点、及び、3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム運営事業者が供給者等に対して市場支配的な影響力を有している場合、プラットフォーム運営事業者は、供給者と顧客との間の公正な取引等について供給者と連帯して責任を負うこと等を視野に入れて検討すべきである。また、公正な取引市場と一般消費者の利益の確保については、独禁法やそのガイドラインによる法執行に実効性をもたせるような制度設計にし、それらを中心に検討するべきである。 ・デジタル・プラットフォーマーから提供される情報は、「本質的に操作性が高」という考え方を徹底すべきである。「消費者の利便性」を決定するのは消費者であることを重視し、事業者が一方向的に消費者の利便性を判断しない仕組みを構築することが必要である。 ・ショッピングモール等の問題は、消費生活センターからのアンケート調査等も活用すべきである。 <p>4. 公正性確保のための透明性の実現について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者個人の経済的利益へのリスクの観点からも検討することが重要であるという点について、賛成する。 ・プラットフォーマーと利用者間の取引慣行等における透明性及び公正性確保については、独禁法の補完法を策定するのも一案である。それが困難な場合は、ガイドライン等によって具体的に、現行独禁法の運用を図っていくことが望まれる。公正取引委員会には、価格の実態調査等一層の取組みと独禁法の厳正な執行を期待する。 ・デジタル・プラットフォーマーとプラットフォームの利用者との間で生じる問題を利用者が自ら解決できるようにするための実効的な紛争解決手段の導入については、景品表示法に留まらず、独禁法一般指定8項9項10項を活用した返金措置を取り入れることも検討してはどうか。本検討会では、一般消費者を含む需要者の損害賠償請求制度については検討課題にしていないが、時代に即した「私人による法の実現」の制度設計も今後の検討課題の一つとすべきである。 <p>6. データの移転・開放ルールの検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備する」という点について、賛成する。企業結合分野、優越的地位濫用規制ほか公正な取引方法一般指定各項の運用と執行に期待する。 | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 59 | 匿名 | <p>グローバル企業に対して、国内においては日本国憲法にある表現の自由に則った運営をするよう働きかけてほしい。</p> | <p>ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 属性 | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|----|---|--|
| 60 | 個人 | 巨大デジタル・プラットフォームが社会の公器としての役割も担いつつあるという観点に立って、コンテンツの自由な流通をできるだけ確保するために、根拠のない表現規制を排し、必要最小限の規制についても基準を明確化し、かつ実効性のある不服申立ての手段を確保するようデジタル・プラットフォームに求めていくことが必要だと考える。 | ご趣旨を踏まえて脚注9に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 61 | 個人 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外プラットフォームが日本の国民に対してもたらすポジティブな恩恵は享受しつつ、その一方で、価値の共創ではなく、価値の独占のおそれが認められる場合には、優越的権利の濫用として規制対象にできる裁量を持つことができればベストである。そして、その訴えを民間企業が主体的に問題提起できる仕組みが望ましい。 ・競争は、顧客にとっての提供価値を競うもので、選択する権利は、あくまで顧客に属するというのが大前提であり、特定のプラットフォームによる支配構造が固定化されてはならない。顧客がより高い価値を感じるプラットフォームが登場すれば、自由に移行できるポータビリティは基本条件であると思料する。 | ご趣旨を踏まえて脚注15に追記しております。また、今後の検討の参考とさせていただきます。 |

(注) その他「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理(案)には関係しない意見が13件あった。